

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第6回新道区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

（1）地域活動支援事業について（公開）

（2）地域活動支援事業に係る意見・課題及び改善策等について（公開）

（3）地域活動フォーラム開催に係る事例発表候補者の推薦について（公開）

## 3 開催日時

平成26年8月21日（木）午後6時30分から午後8時15分まで

## 4 開催場所

公民館新道分館 2階 多目的ホール

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：岩下知彦、上野洋一、岡田竹一、金井秀雄、金子俊一、田中正一、  
塚田忠次、保坂幸二、松山秋夫

・事務局：中部まちづくりセンター 北島センター長、恩田係長、小林主事

## 8 発言の内容

### 1 開 会

#### 【恩田係長】

定刻になりましたので、平成26年度第6回新道区地域協議会を開会いたします。  
本日の出席人員は現時点で9名です。秋山委員、飯塚委員、船崎委員からは欠席のご連絡をいただいております。金田委員、松苗委員からは、ご連絡をいただいておりますので、後ほどおいでいただけるものと思います。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。

## 2 会長挨拶

### 【恩田係長】

はじめに、岡田会長からご挨拶お願いいたします。

### 【岡田会長】

お疲れ様でございます。今日は採点いただいたものの決定をしたいと思っておりますが、少し出席人数が少ないということでございます。

話は変わりますけれども、広島市で思いがけないような大きな災害が発生しております。39名が死亡、26名が行方不明という大惨事になりました。どこでどのような災害が発生するか分からないというような昨今でございます。私どもも関川を抱えておりますから、やはりいつ何時どのような災害が発生するか分からないという、危機感を持っていなければならないなというふうに思っています。それから、昨日、市会議員の方々と意見交換会を行いました。ただ残念なことに、正確に今の状況をどう捉えて、どうしようとしているのかということが明確でない、返答できないという問題が出てきております。昨日何人かの地域協議会の委員の皆さんからも参加をさせていただいて、話を聞いていただきました。いずれにしましても、行政なり、あるいは議員なりが正確に住民に物事を教えていただく、そして興味を持つというふうにしなないと、住民が不利益を被る恐れがあります。そうならないように、目をしっかりと開いて見ていかなければならないなと思っております。今日はそういう話ではございませんが、そのようなことを申し上げながら、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

### 【恩田係長】

ありがとうございました。それでは、上越市地域自治区の条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

### 【岡田会長】

それでは、以降の議事進行を務めてまいりますのでご協力のほど、お願いしたいと思っております。なお終了時間は、概ね8時頃を予定しております。スムーズな進行にご協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日の会議録の確認者は、名簿順によりますと秋山委員なのですが、秋山委員、それから飯塚委員も欠席でございますので、上野委員にお願いしたいと思います。

### 3 議 題

#### (1) 地域活動支援事業について

##### 【岡田会長】

それでは本日の次第に入ります。次第3、地域活動支援事業についてですが、はじめに、採点表の集計結果と協議方法について事務局から説明をお願いします。

##### 【恩田係長】

##### － 資料に基づき説明 －

これから採択事業ならびに、採択額を協議いただくこととなりますが、会議前に岡田会長と今回の協議方法について相談させていただいておりますので説明させていただきます。今回は平均点がほぼ横並びであること、また基本審査、優先採択方針への適合度合いについても、それほど極端な差が出ていないということ、そして新道区の採択決定可能額は241万3,000円でございますが、それに対して1万7,000円だけ上回っているという状況です。それらを総合的に考えまして、これまでのように1件1件審議して採択額を決めるのではなく、4事業を一括で協議いただいております。どうかということで皆様のご意見を伺ったうえで協議を開始いただきたいと思います。皆さん、賛否両論ある中で4事業を採点いただいておりますので、各事業に対する皆様のご意見を伺いながら、最終的な合意形成を図っていただくということでお願いいたします。

##### 【岡田会長】

ありがとうございました。今の説明について、意見等ございますか。

ないようですので、事務局から説明がありましたとおり、4件を一括で協議したいと思っております。

全事業を採択することについて異議等ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、異議がないということでございますので、この4件については全部採択されるということになります。

次に補助額についてですが、事務局から説明があったとおり、1万7,000円をオーバーしております。皆さんご承知のとおり、ヒアリングのときに、「新道村の歴史を調査し継承する事業」をご提案いただいた新道地区町内会長協議会長から、「少し余

るかもしれません」というようなお話しがございました。従いまして、本来であれば一番下の事業から1万7,000円を減額するというのが筋かと思いますが、今回は「新道村の歴史を調査し継承する事業」から1万7,000円をカットするというところについて、承認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。そうすると…。

**【恩田係長】**

1万7,000円を新-12から減額するということになりますと、補助希望額の76万4,000円に対して、74万7,000円が採択額ということになります。そして、4事業の補助希望額を合計しますと、241万3,000円となり、予算残額と同額になります。また、採択決定をしていただいたのですが、附帯意見を付すべきかどうかということについて、確認いただきたいと思います。資料No.1-2に、少なからずご意見がございます。そちらについても協議いただきたいと思います。

**【岡田会長】**

それでは、資料No.1-2の新-9、「刈払機の購入では、今までの活動の延長線上で参加者の拡大、賑わいの創出等に結び付かない。」という意見が出てきております。特記事項としては、「安全に配慮してください。お花は癒しになりますし見た目にもキレイです。年間を通しての草取りも計画的に行うようですから良い事業と思います。」と書いてありますが、これについては皆さんどうでしょうか。特記事項より、基本審査に適合しない理由のほうを重点的に協議していただきたいと思います。

**【金子副会長】**

確かに基本審査に適合しない理由として、こういうことを言われるのかも知れないのですがけれども、特に新道地域の協議会で活動支援事業に提案される事業内容というのは、大体ハード面というか、そういうものが多くてですね、どの事業も見方によっては、この意見がそのまま当てはまるという面が多々あると思います。活動支援事業も趣旨というか、そういうものに他の事業も抵触してしまうのではないかと思います。

**【岡田会長】**

皆さんどうでしょうか。

**【保坂委員】**

例えば防犯灯も同様かと思いますが、協議会で承認されればできることになる、刈り払い機についても、考えようによっては全員参加で鎌などやればできますが、たくさん参加しなければいけないと思います。

**【塚田委員】**

私たち3人で一生懸命草を取るなどして管理をしていますが、とても大変です。ですから皆さんから関心を持っていただければと思います。

**【金子副会長】**

採択をする理由になるのか、その辺の事を協議会の中で標準化と言いますか、皆で同じような認識を作り上げた方がよいのではないのでしょうか。

**【岡田会長】**

どうでしょう。それぞれの考え方もあります。同じようなものが新-11にも出てきています。これも、ある人は山車を飾るものなどは認めない方がよいのだとか、そのような話もあったようなことは聞いております。皆何かしらあると思います。

刈り払い機の件については、今までだと何人もの人間が3日もかかってやらなければならないことを、機械でやれば短時間できれいな除草ができるというメリットがあります。

**【塚田委員】**

何故、刈り払い機の提案が出てきたかという、皆さんご存知のように稲田と書いてありますよね。花文字、あそこは今までは細かい目の枠でぐるぐると囲ってありました。ところが芝が根を越して、その中に入ってしまったんです。それではだめだということになって、新しい囲いで根が出ないように囲いました。しかしその花文字の横の芝がすごいのです。それで今まで鎌で刈っていたのですが思うように刈れなくて、今回提案されました。

**【岡田会長】**

いろいろと意見があろうかと思いますが、この件については多少は大目に見るということで、やむを得ないのではないですか。

新-10については、「21箇所は多いと思う。左右交互にして半分くらいの数でよいと思う。」、「安全を考えれば必要だと思います。」という両論が出てきています。これもいろいろ言えばきりがないと思います。ヒアリングの時にも話があったように、例えば道路側に柱があれば、歩道を照らすために歩道側に上から電灯をつけた形にな

ります。それから歩道の方にあるものにつけるとなると、道路側の方を照らすように  
つけなくてはならないということになるわけですから、やはり安全を考えると  
ことになれば、これは必要ではないのかということになるのではないのでしょうか。異議  
ございませんか。

**【保坂委員】**

私もそう思いますけれども、明るいに越したことはないし、皆さんに見てもらって、  
今後の参考にしてもよいのではないのかと思います。

**【岩下副会長】**

明るすぎると苦情が来るかもしれません。それで私は意見をつけました。

**【岡田会長】**

今、話が出たように、例えば明るくて苦情が出るようであれば、この電灯を消すと  
いう附帯意見を付けるということによろしいですか。

**【塚田委員】**

明るさは自然に慣れます。うちの横もつけてもらったときも、最初は非常に明るい  
と感じましたが、もう慣れました。

**【岩下副会長】**

苦情が出たら対応でよいと思います。

**【岡田会長】**

では一応苦情が出た場合ということで、附帯意見を付けます。

次に新-11、これは適合しないと判定した委員が1名いましたが、理由の記載が  
なかったということです。また「結成時は町内会との考え方の相違があり、別組織で  
活動することになりましたが、あれから15年がたち、認められています。」という意  
見が付いています。

**【岡田会長】**

やはり地域を活性化しようとする中で提案されています。そういうことで、附帯  
意見で、町内と融和を図ってもらおうということで、稲田の4町内会と話し合っ  
て進めたいという形にしたいと思います。この件についてはよろしいですか。

(よしの声)

ありがとうございました。それでは、電灯と稲田太鼓については、それぞれ附帯意  
見をつけるという形を取りたいと思います。

## (2) 地域活動支援事業に係る意見・課題及び改善策等について

### 【岡田会長】

それでは、次の議題に入ります。(2) 地域活動支援事業に係る意見・課題及び改善策等についてですが、先日皆さんから回答シートを提出いただきました。その内容が資料No.2に載っております。初めに事務局から資料について説明をしていただきたいと思います。

### 【恩田係長】

－ 資料に基づき説明 －

### 【岡田会長】

新道区の地域協議会の検討結果として、市に報告するかどうかを1件ずつ検討をしていきたいと思えます。なお、新道区地域協議会で対応できる内容については、改めて会議の中で対応策を検討していきますので、市への報告は不要と思われれます。初めに最初の検討の論点となる「採択事業が各地域自治区で異なることについて」ですが、これについて資料記載の意見がありましたが、市へ報告すべきかどうか、また、補足等があればご意見を願います。

－ 記載内容を読み上げ －

これについて市に報告すべき内容かどうか、どうでしょうか。

### 【田中委員】

ここにも書いてありますが、スポーツ団体関係は他の区ではよくて、新道区はだめだと言われたように、私も青少協の関係で富岡小学校の副会長をやっているのですが、子供たちが野球だとかいろいろなスポーツをやるのだけれども、財源がまるっきりなくて、町内会長協議会からも、ある程度補助をしているのだけれども、予算的に非常に厳しいということです。そうかと言って他の区の状況を見るとそういう子供たちのスポーツ団体には助成しようというようなことから、こういう子供たちが本当に一生懸命やっているものには、ある程度は考えてやらなければいけないことではないかなと、私は思っています。

### 【塚田委員】

以前、野球のユニフォームを買って欲しいという話がありましたが、来ませんでしたね。

**【岡田会長】**

これはどうですか。市に報告するという案件ではないのではないかとこのように思いますが、いかがですか。要は意思決定機関というのは協議会ですから、ここで総意が「こうすべきだ」ということであれば、その方向で決められると思います。ですから市に報告して、こういうふうに線を引いて、市にこうしろああしろというものではないと私は思います。よろしいですか。

(よしの声)

次は「人件費を対象にすべきか」です。

**【恩田係長】**

この論点は、委員の調査研究に係る経費の話ではなく、活動支援事業の補助対象にするかどうかということになります。

**【上野委員】**

例えば、提案のあった歴史の検証とかになると、提案者だけでは分かるわけがないですよ。そうすると、やはり専門の人にいろいろと調査をお願いしたりということになれば、人件費というのか、労務費というのかどちらかは分かりませんが、それだけ動いてもらってボランティアというのもどうかと思います。

**【恩田係長】**

それは、採択していただいたとおり、補助の対象となります。謝礼という形です。

**【上野委員】**

そういうものは認めてもよいと思います。認めなければ、何もできなくなりますからね。

**【岡田会長】**

その線引きですね。あれがよくて、これはだめだよという線引きをするのか。今の新道村史のようなものになると、まったくボランティアでやってくださいというわけにもいきません。今回採択されたわけです。

**【金子副会長】**

4月に配布された「地域活動支援事業に関するQ&A」というものがありますよね。その中の2-8に「事業に要する人件費とはどのようなものですか。また基準などがありますか。」とここに書いてあります。この中で認められる要項というものはいくつかありますよね。だから、それに合えば別に問題はないですよ。この中で言う人



件費は認めるか、認めないか、人件費を対象にすべきか、というのは他のことも含めてということですか。

【恩田係長】

そうです。今ある線引きを拡大するかどうかということですか。

【金子副会長】

これを見れば結構ありますよね。これぐらいでよいのではないですか。

【岡田会長】

特に報告する必要はないということですね。

【岡田会長】

引がかかるとすれば、「積算に当たっては、次の表（市の基準）を目安としてください。人件費の取り扱いについては、提案を予定している総合事務所やまちづくりセンターに事前に相談を行ってください。」とあります。その辺りについてはどうですか。

【恩田係長】

専門的知識を要するようなもの、例えば、古文書の解読だとか、神社仏閣への取材、一般の方では難しい部分があるかと思います。そういうものについて、専門の方を頼むということで謝礼が認められます。ここで議論の対象になるものとしては、例えば地域のお祭りをやるに当たってビラを町内の人に配ってもらう、屋台のセッティングを町内の人をお願いする、町内の人に動いてもらったから時給幾らでお金を払いますというような提案は認められないということですか。現行の線引きをもっと拡大するかどうかということが、議論の対象かだと思います。他の区でも「何でもボランティアというのは限界がある」というような意見をおっしゃる方もいらっしゃいます。新道区地域協議会の過去2年半の地域活動支援事業の審査の中では、そういった議論はこれまで特にありませんでしたが、皆様がこういうことについてどのように考えられるかということだろうと思います。

【金子副会長】

拡大しないほうがよいのではないかと思います。

【金井委員】

今のままでよいのではないですか。

【岡田会長】

それでは、不要ということではよろしいですか。

(よしの声)

次に「追加募集について」です。

－ 記載内容を読み上げ －

これについてはどうでしょうか。

**【岩下副会長】**

今回も最初は2次募集をしないということだったのですが、結局金が余ったということで、2次募集をしたような状態です。余ったら余ったで仕方ないのか、どうしても予算を使い切らなければならないのか、その辺が新道区として指針を示したほうがよいのではないかと思います。予算を使うというのであれば、2次募集しなければいけないですし、通年募集なんて言えば、他の仕事をしていられなくなってしまいます。

**【金子副会長】**

通年募集は勘弁してもらいたいです。

**【田中委員】**

私も行政にいたので分かりますが、全部使い切らないと次の年は減らされるし、何としても使い切らなければならないですし、持っている本部にどんどん吸い上げられてなくなってしまうのでなんとしてでも年度末になってくると使います。事務局に聞きたいのですが、やはり残額を残してしまうと、次の年にはある程度減額とかそういうものはあるのですか。

**【恩田係長】**

平成25年度からの繰越をなくした際に説明させていただきましたが、国も地方自治体も会計年度独立の原則の下に動いておりますが、無理に使うという時代ではなくなってきました。また、活動支援事業については例外として過去に繰越が認められていたという実態です。通常、繰越というのは、例えば3月に行う工事が大地震でできなくなったから次年度に繰り越すというような特別な場合に限られます。また、債務負担行為というものがあって、3か年かかるような大工事、その3か年分を一括で契約するような、ごく例外的な場合のみです。25年度から廃止したのは、原則に立ち返って繰越は認めないことにしましょうということでした。1次募集でやめる、2次募集までやる、2次募集をやらないということであれば1次募集の提案が不適切と思われることも採択するということもあり得ますし、2次募集をやるからといって、好ましくない採択事例が減るのかというと、必ずしもそうではないと思います。どのよう

に選択したとしてもメリット・デメリットがそれぞれあります。これについては、次の「次年度の繰越し」の論点と併せて議論いただいてもよいのかも知れません。

【岡田会長】

追加募集をどうするか、次年度繰越しをどうするかというのは別々に考えるとおかしくなりますね。本来であれば一緒に考えないと。

【恩田係長】

例えば、繰越しを復活すべきというのが、新道区の見解になるかもしれません。または、現状のままでよいという話になるかもしれません。

【岡田会長】

事務局も言うように、それぞれメリットとデメリットがあります。本来であれば、これはちょっと認めたくないなというものまで場合によっては認めてしまう。何十件も提案が出てきて、交通整理をするのに困るくらいであれば、話は別ですが提案事業が少なければ少ないほど、不適切なものが通るという可能性が高くなると思います。そうであれば、今の次年度への残額繰越しについてどうするか、これも併せて協議をしないといけないかと思います。

【保坂委員】

繰越しを認める場合、市の会計上は別に問題ないですか。

【恩田係長】

問題はあります。いつまでも終わりが見極められない…。

【保坂委員】

決算ができないということですね。

【恩田係長】

他にも、これだけのお金が必要だということで、議会で議決されて次年度の予算が成立するのです。ですから、安易に繰越しを認めるということは議会を軽視することにも繋がりがねないかと思います。

【岡田会長】

国も県も市もそうですが、単年度予算でやっているわけですから、繰越しをしてしまうと決算が…。そうすると翌年はどうするのですか、同じ額を認めるのですか、引きたいのですかということにまた逆戻りしてしまいます。そうすると、使い切れないものがこれくらいあるけれども、じゃあこの5千万は削ってしまえということで議会

が減らしてしまいます。今度はお金が足りないから、増額してくれと言ってもそうはならないということになります。

**【保坂委員】**

今年度も2次募集をしないということでスタートしたわけですが、これであれば2次募集をかけようかということになったわけですね。基本的には2次募集をしないということの基本にしておいて、状況を見て2次募集をすればよいわけですね。

**【上野委員】**

2次募集までと決めてしまう。今まで1次募集で満額になったことはないですね。3次募集まではやらない。

**【金子副会長】**

今の状況では1次募集だけでは大体お金が余りますね。余るといふか使い切れないといふか…。だんだんと新道区は予算がもらえなくなるのではないのでしょうか。

**【岡田会長】**

そうすると、地域協議会委員は何をしているんだということになりますね。

それでは、追加募集についても市に報告はしないでよいと、それから次年度の繰越しについても不要でよろしいですか。

(よしの声)

次に「申請（提案）書類の簡素化について」です。「現状のままでよい」、「簡素化する必要はないと思う」ということです。これも不要ということよろしいですか。

(よしの声)

それでは「配分額の地域自治区間流用について」です。「行ふべきではない」ということですが、これも不要ということよろしいですか。

(よしの声)

次に「市が行う事業について」です。

— 記載内容を読み上げ —

これについてはどうでしょうか。

ある議員さんはこういうことを言っておられます。「地域協議会委員はやはりそういうどぶ板的なものをいちいち、あそこの下水が壊れた、ここの側溝が傾いたなんていうものを市議会の建設企業委員会とか厚生とか、どこでやるのか分からないけれど、そういうものをいちいち市議会でやらないで、地域協議会はそういうものを、自分の

ところは自分が地域協議会委員が一番よく知っているから、そういうものをやれば委員も多く立候補したり、そういう窓口になれるので委員が発奮する。」という意見がありました。

**【保坂委員】**

市の方に聞きたいのだけれども、例えば下水の蓋とか、下水管の配水管の入替えとかで、延長何キロもあるものは別ですが、ごく僅かな補修を、いちいち議会にかけているわけではないですよ。

**【恩田係長】**

ごく軽微なものについては、修繕予算として、まとめて議決します。大きな工事は、計画を作って優先順位に従って、毎年度に議決を受けて、取り組んでいます。

**【保坂委員】**

地域協議会に色々と見積りが出てきていますね。カタログの定価のとおりに見積りがどうか、市の会計をやっている人たちがそういうことをしているかどうかは知りませんが、例えば地域協議会の見積りというものはあるでしょう。例えばカタログはあるでしょう。カタログには定価が書いてあります。それを積算する時に、カタログの定価で積算の基準を作るということはまずないとは私は思います。例えば建設物価とか、そういうものに基づいて積算して、それから5パーセントを切って積算価格を作るわけですから、例えば地域協議会があれして予算を組めと言ったって、なかなか予算組めないだろうし…。

**【岡田会長】**

そうではないです。こういう問題があるというのをいちいち議員を通して挙げなければ工事をやらしてもらえないわけです。要は地域協議会が予算を作って、見積りを取ってやるのではないです。そういうものは地域協議会の中で協議をして、いち早くそれについて解消してあげるといふ、その手助けをやるということです。だから今の言う見積りが正当かどうかという、そんなところまでは地域協議会がいちいち、専門家ではないですからやるわけではありません。それをちゃんと行政に伝えて、行政が工事をするような役目を地域協議会が果たしたらどうかということです。それで市議会議員は新道区のどこでどういう問題が発生しているか、いちいち知っているかと言えは知らないわけです。だからそういう細かいところ、大きい仕事を地域協議会でやれというものではありません。よりスムーズに早い時間でできるということです。

【金子副会長】

確かに今言われたとおりに、土木事業であれ何であれ、行政の方で議会のほうに予算がこれだけ要りますと認めさせるわけですよ。その予算というのは、ある程度は弾力性があると思うのだけれども、普通の市民が、住民が例えば市の施設とか、市の所有物というか、そういうものが壊れた場合、直すと言ってもなかなか対応できないし、してくれないですよ。陳情に行っても金がないとか、そういうことが多々あると思うのですが、そういう面ではある意味、本来であれば市がやるべきそういう事業でも、各区の予算というのは少ない予算なのですが、せいぜい何百万、多くても1千万ちょっとくらいですよ。その中でやれる事業は持っているし、そういうものがあれば採択というか、ありかなと思うのですがどうでしょうか。

【恩田係長】

施設の修繕ですとか、そういった類については、通常の市の予算で賄っています。

【金子副会長】

それがすぐできればよいですが、できない場合もありますよね。何もしてくれない場合だって、お金がないと言って…。

【恩田係長】

先日の行革の話とも繋がる話かと思いますが、市には膨大な数の公の施設があります。そして、かなりの割合で耐用年数の満期間近というような状況でもあるわけです。修繕が追い付かなくなるかもしれないような状態です。本来であれば、予防的に修繕を施していくというのが理想的な姿でありますけれども、実際は事後対応というのが現実かと思います。市では優先順位を付けながら、随時手を付けていくわけなのですが、確かに市が行う事業というのは、例えば旧町村で全市的な視点で見れば優先順位は低いのだけれども、地域住民から見れば非常に大切なことなんですというようなものを、この地域活動支援事業の市が行う事業で救い上げてきた部分もあるわけです。ただそれは、全市的な視点での公平性、優先順位をひっくり返してやっていく面もあるのです。限られた地域の人にとってはよいことかもしれないけれども、市が支出するということは市民が負担するということです。その施設に何ら利益を得ない市民がその多くを負担しているということなのです。全市的な視点で見れば公平性の面でも若干問題があるのかなというところです。新道区で、これまでどんな市が行う事業の提案があったのかということ振り返っていただくと、自ずと市が行う事業が新道区

にもたらした利便性というのが推察できるのかなと思います。

市が行う事業の廃止に当たっても賛否両論があり、最終的には廃止になった経緯がございますが、皆さんの総意をお諮りいただきたいと思います。

**【金子副会長】**

新道区でもって、それはちょっと待ってくれということであれば、市への報告はしてもよいわけですね。

**【恩田係長】**

もちろんそういうことです。

**【岡田会長】**

例えば道路の舗装が欠けてガタガタになっているとか、それが自分の町内でそういうことになれば、町内会長が言うと市がある程度対応してくれます。だから地域協議会なんか必要ないということに結びついてくるのです。ところが町内会長というものは、自分の町内のことについては市に対して強く言うけれども、新道全体のことということになれば、地域協議会が意思決定機関として認められているのです。ですから、どこまで主体ということになれば、やはり地域協議会が主体になってきます。それにはやはり住民と密接な関係をこれからは取っていかなければなりません。それからこの間言いましたけれども、地域協議会委員と町内会長協議会との合同の話し合いをやるじゃないかということをご提案したいと思います。そういうことで町内会とか色々な団体と、やはり密接な関係を作っていかなければならないと私は思います。だからこの件については、どうでしょうか、とりあえずは市に報告しないということよろしいですか。

(よしの声)

こういう細かい問題は、地域協議会がやるべきだというふうに思っています。これはまた協議をすることもあると思います。

次に「その他」です。

— 記載内容を読み上げ —

これについてはどうでしょうか。

**【金子副会長】**

これはそのとおりですので、別に市に報告する内容ではないと思います。

**【岡田会長】**

これも不要ということによろしいですか。

(よしの声)

それでは、この件については市に報告するものは一切なしということになります。

### (3) 地域活動フォーラム開催に係る事例発表候補者の推薦について

#### 【岡田会長】

次に、「(3) 地域活動フォーラム開催に係る事例発表候補者の推薦について」ですが、初めに事務局から説明をしていただきたいと思います。

#### 【恩田係長】

— 資料No.3に基づき説明 —

#### 【岡田会長】

それでは、事務局から説明があったとおり、12月14日に市が開催を計画している「地域活動フォーラム」において、これまでと同様に地域活動支援事業の事例発表を予定しております。28区全てから1団体を推薦し、その中から市が4つの団体を選定して事例発表が行われることとなります。

それでは、新道区から推薦する団体を1つ決めたいと思います。今年度の推薦団体、事業についていかがいたしましょうかということなのですが、これは25年、26年の事業の中から、塚田委員どうでしょうか。

#### 【塚田委員】

私はグリーンラインがよいかと思います。

#### 【岡田会長】

鴨島のグリーンラインですね。

#### 【塚田委員】

昨年もやって、今年もやったのでよいかと…。皆さんに聞かせたいと思います。

#### 【岡田会長】

鴨島2丁目は金井委員の所ですね。どうですか、グリーンライン。

#### 【金井委員】

まだ引いていないです。

#### 【岡田会長】

そうすれば、鴨島3丁目のグリーンラインにするか、あるいは25年度の大ケヤキ、



「お諏訪さんの大ケヤキ」を推薦するか。

【金井委員】

稲田橋の公園もよいのではないですか。去年は耕耘機、今年は刈り払い機。一応継続性はありますね。

【岩下副会長】

滑り台を買ったとか、東屋を建てたとか、そういうものではなくて、グリーンラインあたりが私はよいのではないかと思います。やはりソフト面でいった方が…。

【保坂委員】

稲田1丁目の公園の水飲み場もありますね。有意義に使っていますよね。

【岡田会長】

タイムスや日報に出たということで、大ケヤキはかなり宣伝していましたね。ですからケヤキにするのか、グリーンラインにするのか、あるいは宮の下公園の水飲み場にするのか。

【保坂委員】

防災訓練でも炊き出しに利用していますね。

【岡田会長】

それは評価できますね。

やはりタイムスとか日報に載ったケヤキのほうが宣伝効果としてはあるのではないかなど。市文化財（天然記念物）「お諏訪さんの大ケヤキ」の案内板設置事業で決めたいと思いますが、よろしいですか。

（よしの声）

それでは、決定させていただきたいと思います。

## 5 その他

【岡田会長】

その他です。次回の開催日をいつにするかです。

－ 日程調整 －

【岡田会長】

今回は10月7日、6時30分ということでお願いします。予定した議題は全て終わりですが、事務局から何かありますか。

**【恩田係長】**

ございません。

6 閉会

**【岡田会長】**

本日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-5111 (内線 1449、1547)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。